

公立大学法人金沢美術工芸大学公益通報規程

平成 31 年 4 月 1 日
法人規程第 105 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）における公益通報の体制及び運用について、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 この規程は、法人における公益通報の処理及び通報者の保護、その他公益通報に関する事項について定めることにより、法人の役員及び教員並びに職員の規範意識の向上、法人における不正行為等の発生抑制、早期発見及び是正を図り、もって法人の適法かつ公正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規程において「公益通報」とは、次の各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、法人又は法人の業務に従事する場合における役員及び教員並びに職員について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、法人の通報窓口に通報することをいう。

(1) 法人の教員及び職員（非常勤の者を含む）

(2) 法人と他の事業者との請負契約その他の契約に基づき、法人において業務に従事する者

(3) 金沢美術工芸大学（以下「大学」という。）に在学する者（非正規生を含む）

2 この規程において「通報者」とは、公益通報した者をいう。

3 この規程において「通報対象事実」とは、法令等（法人又は大学の規程等を含む）に違反する行為をいう。

(通報窓口)

第 4 条 法人の公益通報の受付け及び相談に応じる窓口（以下「窓口」という。）を事務局に置き、事務局職員をもって充てる。

(通報の方法及び内容)

第 5 条 窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会とする。

2 通報は顕名によるものとする。

(通報制限)

第 6 条 通報者は、虚偽の通報、他者の誹謗中傷やその他不正の目的で通報を行ってはならない。

2 法人は、通報が、明らかに虚偽、他者の誹謗中傷やその他不正の目的で行われたと認める場合は、通報を受け付けない。

(通報後の措置)

第 7 条 理事長は、窓口で受付けた公益通報の内容について適宜報告を受けるものとする。

2 理事長は、必要に応じて調査委員会を設け、第 3 条第 1 項第 1 号に定める者の中から調査員を指名し、事実関係の調査を行わせるものとする。

3 前項の調査委員会の長は、副学長である理事をもって充てる。

4 理事長は、必要に応じて前項の調査委員会及び調査員に外部有識者を加えることができる。

5 前 3 項により調査を命じられた者は、調査結果を速やかに理事長等に報告するものとする。

(是正措置)

第 8 条 理事長は、前条の報告により不正が明らかになった場合は、是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分等)

第9条 理事長は、第7条第5項に規定する報告により不正が明らかになった場合には、不正に関与した者に対して、就業規則に基づく処分を行うことができる。

(公益通報者への通知)

第10条 理事長は、第7条の調査が完了したときは、必要に応じて公益通報者に調査結果を通知するものとする。

(公益通報者の保護)

第11条 法人は、通報者が公益通報又は公益通報に関する相談を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(個人情報の保護)

第12条 この規程に基づき公益通報に係る業務に従事する者は、その業務において得られた個人情報については、その保護に努めるとともに正当な理由なくしてこれを開示してはならない。法人を退職した後も同様とする。

(規程に該当しない通報に対する準用)

第13条 この規程に該当しない通報については、この規程を準用して取り扱うものとする。

(庶務)

第14条 公益通報に関する事務は、事務局がつかさどる。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。